

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
部署の業務内容	防災・災害復旧対策、漁港海岸の保全・整備、漁業構造改善施設の整備、漁村生活環境の改善、漁村活性化に向けた取組への支援

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	メールマガジンの発行（漁港漁場整備部にかかる業務の紹介、相談窓口の開設）、ホームページへの掲載（災害の発生状況と対応状況）を行っているが相談窓口に対して特段苦情を受けたことはない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情等の対応方法は明確にルール化されていないが、苦情等には常に可能な限り対応することとしているので公平性はなされているものとする。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	予算内容、事業内容については都道府県や市町村の行政担当者向けに説明会を開催するとともに、都道府県より毎年度政策や事業制度についての要望を聴取するとともに、地方からの政策提案について地方公共団体を交えて意見交換等を行っている。また、事業実施に向けた現地住民を対象とした説明会を開催するほか、一般国民を対象としたシンポジウム等の開催を行っており、住民説明会では、事業内容について理解が進んだとの意見をもらっている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	公共土木事業の実施にかかる設計調査及び工事の施工に関する予算が該当するが、海岸保全、災害復旧という国民生活に直接関わる事業であることから、常に国民視点に立ってしっかり対応していきたい。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	衛生管理計画の実施に必要な機器の整備、HACCPを取得する水産加工施設の整備に対し、交付金による助成を行っている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	必要に応じて交付要件の見直しを図りながら、今後とも、地方における安心安全な水産物の供給の取組を交付金により支援していくこととしている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	漁村の生活改善を目的として污水处理施設の整備を推進しているが、安全な水産物の提供に貢献するため、ノロウイルス被害を未然に防止する污水处理事業の創設を行った。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	特になし		
			
			